

第26回 県西部地区障がい者文化事業 ~つなごう みんなの心~

(事務局) 中井やまゆり園 ☎81-0288

12月3日から9日までの障がい者週間にあわせて知的障がい者の方々が、日頃の活動の成果を披露します。
【日 時】12月8日(土)10:00~15:30
【会 場】川東タウンセンター マロニエ
【内 容】

講演会 10:30~11:30

講師:ラブジャンクス

内容:ダウン症の方のための
エンターテイメントスクール

交流会 13:30~15:30

内容:大道芸「じゅーむす今川」
施設・作業所による演奏など

作品展・バザー 10:00~15:30

【交通のご案内】

鴨宮駅から徒歩15分

箱根登山バス 矢作経由鴨宮駅 国府津駅行
川東タウンセンター入口下車徒歩3分

障がい者相談 支援事業について

福祉課

内線311・312

湯河原町・小田原市・箱根町・真鶴町は共同で、障がいのある方やそのご家族を対象に、日常生活や障がい福祉サービスの利用などの相談をお受けする「相談支援事業」を、下記の4箇所に委託して実施しています。

障がいの種別にかかわらず、電話・来所・訪問など、どこの相談窓口でもお受けできます。お気軽にご相談ください。

- ・障がい者サポートセンター☎31-1301
小田原駅から国府津駅行きバス「東町派出所」下車 徒歩5分
- ・障がい者相談センターういず☎34-1123
小田原駅西口下車 徒歩2分
碓井ビル1F
- ・生活サポートセンターやすらぎ☎34-1351
小田原駅西口下車 徒歩2分
碓井ビル地下1F
- ・こどもホッと相談カフェ☎32-3020
けやき通り、小田原交通安全協会
向かい第2オギクボビル
1月から出張相談をはじめます。
詳細は広報ゆがわら新年号でお知らせします。
*就労についての相談は、下記にご相談ください。
- ・障がい者就労支援センターばけっと☎39-2007
小田急線栢山駅下車 徒歩2分
オークプラザ

精神障がい者生活サポートセンター 「やすらぎ」の 湯河原町開催日程のご案内

保健センター

内線361

湯河原町・小田原市・箱根町・真鶴町にお住まいの精神障がいのある方やそのご家族が気軽に利用できる憩いの場です。

当日は、食事サービスがあります。お気軽にご利用ください。食事サービスは予約が必要です。

【日 時】12月12日(水)11:30~15:30
【会 場】保健センター
【内 容】

<面接・電話相談>

精神保健福祉士等が相談をお受けします。相談専用電話090-6508-6560(実施時間中のみつながります。)
<フリースペース>

リラックスできる憩いの空間です。
コーヒー・紅茶(無料)のサービスがあります。

<食事サービス>

12月7日(金)15:00までに予約してください。(1食400円 当日集金)
メニューは、豚肉の生姜焼き・具だくさん味噌汁・漬物・フルーツです。
食事サービスは、ボランティアグループ「とまり木」にご協力いただいております。

【予約・問合せ】

生活サポートセンター「やすらぎ」☎34-1351

保健センター☎63-2111(内線361)

医療機関の案内 かかりつけ医・往診医の紹介

保健センター

内線367

小田原医師会の地域医療連携室では、次のような業務を行っています。
電話・FAX・電子メールでお気軽にご相談ください。

なお、ホームページでも詳しくご案内しております。

【相談内容】

- ①医療機関の案内
- ②かかりつけ医・往診医の紹介
- ③介護保険指定医などの紹介
- ④リハビリ医療の相談
- ⑤一般医療の相談

【時 間】平 日 9:00~17:00

土曜日 9:00~12:00

木曜日の13:00~16:00は、医師が直接お答えします。

【問合せ】小田原医師会地域医療連携室

☎47-0833 FAX49-3766

ホームページアドレス

http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/

E-mail odtiki@triton.ocn.ne.jp



麻しん(はしか) 予防接種のおしらせ

保健センター

内線367

麻しん(はしか)の流行阻止に向けて、2歳から中学3年生までで(平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれは除く)麻しん予防接種を一度も受けたことがなく、かつ、麻しんにかかったことのない方は、麻しん風しん混合ワクチンを平成20年3月31日まで無料で接種できます。

保護者と同伴のうえ、母子健康手帳をもって早めに取扱医療機関で接種しましょう。

取扱医療機関は、草柳小児科医院・山崎小児科医院・石井産婦人科医院

小田原市・真鶴町・箱根町の小児科医院等でも接種できます。

第59回人権週間

福祉課

内線314

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関などの協力を得て、「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

本年も、12月4日から10日までを「第59回人権週間」として、啓発活動を実施します。なお、平成19年度啓発活動重点目標は、「育てよう一人ひとりの人権意識 - 思いやりの心・かけがえのない命を大切に -」です。

特設人権相談室

日常の心配ごと、法律のこと、その他困って人に言えないことがあります。お気軽にお出かけください。なお、相談室で話された内容は、法律により秘密が守られますので、ご安心ください。

【日 時】12月10日(月)13:00~16:00

【会 場】宮下会館福寿室